○法務省令第　　号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

法務大臣　平口　洋

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委託事務費） 第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。 東京都の区の存する地域　町田市　横浜市　川崎市　横須賀市　国立市　八王子市　豊田市　さいたま市　千葉市　名古屋市　堺市　神戸市　小田原市	（委託事務費） 第六条　宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。 東京都の区の存する地域　町田市　横浜市　川崎市　横須賀市　国立市　八王子市　豊田市　さいたま市　千葉市　名古屋市　堺市　神戸市　小田原市

	五、四四六円
	五、三二一円
	五、二九〇円
	五、二五九円
	五、一六六円

泉佐野市	五、一三五円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	五、一〇三円
仙台市　静岡市　岡崎市	五、〇四一円
豊橋市	五、〇一〇円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	四、九七九円

	五、二八六円
	五、一六六円
	五、一三六円
	五、一〇六円
	五、〇一六円

泉佐野市	四、九八六円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	四、九五六円
仙台市　静岡市　岡崎市	四、八九六円
豊橋市	四、八六六円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	四、八三六円

札幌市　栃	四、九一七円
木市　前橋	四、八八五円
市　長野市	四、八二三円
松本市	
富山市　金	
沢市　姫路	
市　岡山市	
北九州市	

2　［略］

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区	町田市　横
の存する地	浜市　川崎
市　大阪市	王子市　豊
田市	
名古屋市	さいたま市
市	堺市　神戸

井市　呉市	市町村
福岡県糟屋	
郡須恵町	
飯塚市　田	
川市　長崎	
市	

札幌市　栃	四、七七六円
木市　前橋	四、七四六円
市　長野市	四、六八七円
松本市	
富山市　金	
沢市　姫路	
市　岡山市	
北九州市	

2　［同上］

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区	町田市　横
の存する地	浜市　川崎
市　大阪市	王子市　豊
田市	
名古屋市	さいたま市
市	堺市　神戸

井市　呉市	市町村
福岡県糟屋	
郡須恵町	
飯塚市　田	
川市　長崎	
市	

	六、三六三円
	六、二〇九円
	六、一七一円
	六、一三三円
	六、〇一七円

泉佐野市	五、九七九円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	五、九四一円
仙台市　静岡市　岡崎市	五、八六四円
豊橋市	五、八二六円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	五、七八七円

	六、一六八円
	六、〇二〇円
	五、九八三円
	五、九四六円
	五、八三六円

泉佐野市	五、七九九円
大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	五、七六二円
仙台市　静岡市　岡崎市	五、六八八円
豊橋市	五、六五一円
ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	五、六一四円

札幌市　栃	新潟市　福	上記以外の	
木市　前橋	井市　呉市	市町村	
市　長野市	徳島市		
松本市	福岡県糟屋		
富山市　金	郡須恵町		
沢市　姫路	飯塚市　田		
市　岡山市	川市　長崎		
北九州市	市		
五、七一〇	五、六七二	五、五九五	
円	円	円	

2　［略］

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、

札幌市　栃	新潟市　福	上記以外の	
木市　前橋	井市　呉市	市町村	
市　長野市	徳島市		
松本市	福岡県糟屋		
富山市　金	郡須恵町		
沢市　姫路	飯塚市　田		
市　岡山市	川市　長崎		
北九州市	市		
五、五四〇	五、五〇三	五、四二九	
円	円	円	

2　［同上］

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、

その額にかかわらず、一人一月につき六十万五千七百円を支弁する。

東京都の区	
の存する地	六六七、二八九円
域	
町田市　横	六四六、一〇〇円
浜市　川崎	
市　大阪市	
国立市　八	六四〇、八〇三円
王子市　豊	
田市	
さいたま市	六三五、五〇六円
千葉市	
名古屋市	
小田原市	六一九、六一四円
堺市　神戸	
市	

泉佐野市	
大津市　京	
都市　奈良	
市　広島市	
福岡市	
仙台市　静	
岡市　岡崎	
市	
ひたちなか	
市　宇都宮	
市　甲府市	
津市　和歌	
岐阜市	
札幌市　栃	
木市　前橋	
市　長野市	
富山市　金	
松本市	
沢市　姫路	
山市	

その額にかかわらず、一人一月につき五十八万二千五百五十九円を支弁する。

東京都の区	
の存する地	六四一、八六三円
域	
町田市　横	六二一、五二二円
浜市　川崎	
市　大阪市	
国立市　八	六一六、四三七円
王子市　豊	
田市	
さいたま市	六一一、三五一円
千葉市	
名古屋市	
小田原市	五九六、〇九五円
堺市　神戸	
市	

泉佐野市	
大津市　京	
都市　奈良	
市　広島市	
福岡市	
仙台市　静	
岡市　岡崎	
市	
ひたちなか	
市　宇都宮	
市　甲府市	
津市　和歌	
岐阜市	
札幌市　栃	
木市　前橋	
市　長野市	
富山市　金	
松本市	
沢市　姫路	
山市	

					六一四、三
					一七円
					六〇九、〇
					二〇円
					五九八、四
					二五円
					五八七、八
					三一円
市 岡山市 北九州市					五七七、二
					三六円

					五九一、〇
					一〇円
					五八五、九
					二五円
					五七五、七
					五四円
					五六五、五
					八三円
市 岡山市 北九州市					五五五、四
					一三円

新潟市 福井市 呉市 徳島市 福岡県糟屋郡須恵町 飯塚市 田川市 長崎市	上記以外の市町村				五七一、九
					三九円
					五六一、三
					四五円

3～5 ［略］

新潟市 福井市 呉市 徳島市 福岡県糟屋郡須恵町 飯塚市 田川市 長崎市	上記以外の市町村				五五〇、三
					二七円
					五四〇、一
					五七円

3～5 ［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、令和七年四月一日から適

用する。

2　前項の規定を適用する場合においては、この省令による改正前の更生保護委託費支弁基準の規定に基づいて支弁された費用は、改正後の更生保護委託費支弁基準の規定による費用の支弁の内払とみなす。